

平成24年第7回定例会

〔会期 12月11日～12月18日〕

消防庁舎建設用地取得を可決

第7回定例会は12月11日に開会、18日までの8日間を会期として開かれました。

町からは行政報告が1件示されたほか、条例の制定及び一部改正が7件、一般会計を含む7会計の補正予算、財産の取得等の提案があり、審議の結果、全て原案のとおり可決しました。

また、13日の一般質問では、3人の議員が登壇し、4項目にわたって理事者へ質問を行いました。

雪印メグミルクから
売買により
土地を取得
清水町消防署庁舎建設
用地として、財産
（土地）の取得につ
てが提案され、原案の
とおり可決しました。
内容は、清水町南6
条4丁目1番地の平
地979.98平方
メートルを雪印メグ
ミルク株式会社から
買取り取得するもの
です。
質疑では、議員から
「工場跡地を取得す
るため地下埋設物の
状況を相手方に確認
しているか。」「町が
埋設物の処理負担に
ついては、相手方から
約款に処理負担につ
いて一項設けるとい
う話はなかったのか。」
と質問があり、それ
に対して総務課長は
「相手方に確認した
ところ埋設物はない
と答えている。また、
現状有姿による契約
内容となつており、契
約がなつていない」と

行政報告

十勝テレホンネットワーク(株)株券の権利消滅

十勝テレホンネットワーク(株)は、平成23年から解散手続きがされ、釧路地方裁判所帯広支部に自己破産を申し立てし、破産手続き開始の決定を受けていたが、その後、破産管財人が資産換価を行った結果、破産手続き等の費用を支弁できないことが明らかとなり、裁判所に破産手続き廃止を申し立て、平成24年10月に同裁判所帯広支部により破産手続きの廃止が決定された。

これにより同社の消滅が決定し、本町が出資していた3株(合計15万円)の株券についても権利が消滅することになった。

条例の制定・一部改正

指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

介護保険法に基づく、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準の制定。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

介護保険法に基づく、指定地域密着型サービス事業の人員、設備等の基準の制定。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

介護保険法に基づく、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の制定。

暴力団排除条例

町・町民及び事業者の責務による、暴力団排除に関する施策を明確にし、町民の安全な生活を確保するための条例の制定。

水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例

水道法に基づく、水道布設工事監督者に必要な資格基準等の制定。

公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

下水道法に基づく、本町の設置する公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準等の制定。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件の制定。

平成24年度 補正予算

一般会計 1,617万円 減
(9回目の補正) 総額 76億 2,516万円

一般会計の主な補正(歳出)

- ◇いきいきふるさとづくり基金積立金 185万円の増額
- ◇道補助金増による認知症高齢者グループホーム整備事業補助金追加 680万円の増額
- ◇自立支援給付費 800万円の増額
- ◇有害鳥獣駆除委託料 87万円の増額
- ◇中学生優秀選手等派遣費 57万円の増額
- ◇清水中学校ボイラー修繕工事 152万円の増額
- ◇給食センター給湯配管改修工事 100万円の増額

※そのほか、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の補正予算案を原案のとおり可決。